

「二槽バッグ製剤の未開通投与防止対策について」

平成17年8月23日

平成17年8月8日に厚生労働省から日本製薬団体連合会会長等あてに「二槽バッグ製剤の未開通投与防止対策について」の通知(薬食発第0808001号)が出されました。

厚生労働省からの通知(抜粋)

<二槽バッグ製剤の表示の取り扱いについて>

1. 目的

二槽バッグ製剤については、単槽バッグ製剤と勘違いすることにより、未開通のまま下室の液剤のみが投与される事例等が報告されていることから、このような誤用を防止するための対策として、二槽バッグ製剤の直接の容器、包装に表示すべき事項を規定する。

2. 適用範囲

二槽バッグ製剤について適用する。

3. 直接の容器への記載事項等

- (1) 「開通確認」の文字を原則として赤地に白抜き文字としたシールを吊架孔を塞ぐように貼付すること。
- (2) 上室と下室を隔てる隔壁部又はその上下付近に、原則として赤色の太い点線を明記し、上室と下室が二槽であることを明確にすること。(図:輸液製剤協議会提供)複写禁
- (3) ビタミン剤等がバックと一体となっている二槽バッグ製剤については、ビタミン剤等の部分の操作忘れ防止対策を講じること。

* 今般、ヒヤリ・ハット事例収集事業において収集された事例に、下線部の製剤について未開通事例が報告されている。

この通知を踏まえ、施設の医療安全に関わる部署と連携して、二槽バッグ製剤の各容器に対して開通操作の手順等についてご検討ください。